

サービスコード	サービス内容略称		算定項目			合成 単位数	算定 単位			
	種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1,176	1月につき			
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1,176単位	日割の場合 ÷ 30.4日	39単位	39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合			2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		2,349単位	日割の場合 ÷ 30.4日	77単位	77	1日につき		
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		3,727単位	日割の場合 ÷ 30.4日	123単位	123	1日につき		
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287単位	287	1回につき		
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合			179		
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合			220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合				163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき		
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日		1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12					23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合 ÷ 30.4日		1単位減算	-1	1日につき		
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(2)1週に2回程度の場合			37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合 ÷ 30.4日		1単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21					3単位減算	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間				(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割				日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12						23単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合		1単位減算	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(2)1週に2回程度の場合			37単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割	日割の場合				1単位減算	-1	1日につき	
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21					3単位減算	-3	1回につき	
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22	ロ 1月当たりの回数を定める場合		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算	-2	
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23				(二)所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2	
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間				(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算					
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき			
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		1回につき			
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき			
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき			
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき			
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき			
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき			
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200	1月につき			
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)		100単位加算	100			
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)		200単位加算	200			
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算 単位加算		50単位加算	50	1月1回限度			
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算(I)イ	所定単位数の 270/1000 加算	1月につき			
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 2			(2)介護職員等処遇改善加算(I)ロ	所定単位数の 287/1000 加算				
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 1			(3)介護職員等処遇改善加算(II)イ	所定単位数の 249/1000 加算				
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 2			(4)介護職員等処遇改善加算(II)ロ	所定単位数の 266/1000 加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III			(5)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の 207/1000 加算				
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV			(6)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 170/1000 加算				